

総務常任委員会

1 開 議 平成30年6月18日(月) 午前10時00分

2 場 所 議会棟第1会議室

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第48号 大田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第49号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第50号 大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第51号 大田原市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 陳情第1号 東海第二原発の稼働延長を認めない意見書の提出を求める陳情

総務常任委員会名簿

委員長	菊池久光	出席
副委員長	櫻井潤一郎	出席
委員	鈴木央	出席
	深澤賢市	欠席
	藤田紀夫	出席
	高野礼子	出席
	千保一夫	出席

当局	総合政策部長	櫻岡賢治	出席
	総務課長	渡辺和栄	出席
	財務部長	後藤厚志	出席
	税務課長	高野浩行	出席

事務局	藤田昌子	出席
-----	------	----

傍聴者	秋山幸子 議員
	下野新聞記者 1名

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（菊池久光君） ただいまの出席委員は6名であり、定足数に達しております。これより総務常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレット資料のとおりであります。

当局の出席者は、櫻岡総合政策部長、渡辺総務課長、後藤財務部長、高野税務課長です。

◎議案第48号 大田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

○委員長（菊池久光君） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第48号 大田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（櫻岡賢治君） 議案第48号 大田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

タブレットは284ページ、議案書補助資料をごらんください。大田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員の育児休業等について定めた人事院規則の一部改正において育児休業等ができる要件に、従来は運用で決められていた保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないこと、いわゆる待機児童が追加されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

○委員長（菊池久光君） 総務課長。

○総務課長（渡辺和栄君） タブレットの287ページをごらんいただきたいと思います。

具体的には一般職員、常勤職員を対象としまして、待機児童となった場合は、現行の規定では原則1回となっておりますが、再度の育児休業が可能と。また、育児休業期間の延長につきましても、原則1回となっておりますが、こちらについても再度の延長が可能と。3つ目としまして、育児短時間勤務終了後、現行におきましては1年を経過することが規定となりましたが、1年を経過せずに再度の育児短時間勤務が可能ということになります。

なお、現時点での該当者はおりませんが、今後該当する職員が出てくることも予想されますことから、条例改正議案を提出させていただきました。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。タブレットは戻っていただきまして、285ページをごらんください。第3条第6号中、延長したことの次に、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1

項に規定する保育所、就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園または児童福祉法第24条第1項に規定する家庭的保育事業等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないことを加えます。

第4条中、別居したこと、その次に育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないことを加えます。

次のページに行きまして、第10条第7号中、別居したことの次に、育児短時間勤務に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないことを加えます。

タブレットの283ページにお戻りいただきまして、附則としまして、この条例は公布の日から施行する旨規定いたします。

以上で説明を終わります。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 央君） 済みません。2点お伺いします。

これは、これを施行することによってより柔軟に対応できるというふうに単純に理解してしまってもよろしいのでしょうか。

○委員長（菊池久光君） 総務課長。

○総務課長（渡辺和栄君） そのような形で対応したいと思っております。

（「もう一点」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 央君） 育児休業なのですけれども、1回ということ、1回のその年度というのは何年まで可能でしたっけ。

○委員長（菊池久光君） 総務課長。

○総務課長（渡辺和栄君） お答えいたします。

3歳までが可能となっております。

（「もう一点です」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 央君） その3年というのは最長ですと3歳、3歳までということではなくて3年ということとでいいのですかね。そうしますと、その途中で例えば1年半ぐらいで1度職場に復帰されて、また特段の事情によって再度利用するということは可能というふうに、この文言から見るとそういうふうに理解していいわけでしょうか。

○委員長（菊池久光君） 総務課長。

○総務課長（渡辺和栄君） 今回いわゆる待機児童という形の理由についてのみになりますが、原則1回だったものが再度の育児休業が取得可能という形になります。それから、3年間ということだったのですが、育児休業が産後休暇が8週ありますので、それ以降ということになりますから、実質は3歳までですから、3年間よりは短くなります。

○委員長（菊池久光君） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第48号につきまして、原案を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号 大田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案を可とすることに決しました。

◎議案第49号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（菊池久光君） 次に、日程第2、議案第49号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（櫻岡賢治君） 議案第49号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

タブレットは290ページ、議案補助資料をごらんください。大田原市附属機関設置条例の一部改正につきましては、市長の附属機関として1機関の新設及び1機関が廃止に伴い、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

○委員長（菊池久光君） 総務課長。

○総務課長（渡辺和栄君） それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

タブレットの291ページをごらんください。別表第2条関係、市長の部にあります大田原市教育・保育施設等設置及び運営法人選考委員会につきましては、大田原市子ども・子育て支援事業計画における教育・保育施設等の新たな設置計画がないことから廃止いたします。

また、新たに本市の自殺対策行動計画の策定を効果的かつ円滑に行うため、大田原市自殺対策行動計画策定委員会を設置します。担当事務としましては、自殺対策行動計画の策定に関する事務とします。

タブレットの289ページに戻りまして、附則としまして、この条例は平成30年7月1日から施行する旨規定いたします。

以上で説明を終わります。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

ございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（菊池久光君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

(発言する人なし)

○委員長（菊池久光君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第49号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定については原案を可とすることに決しました。

◎議案第50号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（菊池久光君） 次に、日程第3、議案第50号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（櫻岡賢治君） 議案第50号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

タブレット294ページ、議案補助資料をごらんください。大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、自殺対策行動計画策定委員会委員の報酬の新設、教育・保育施設等設置及び運営法人選考委員会委員の報酬の削除、歴史民俗資料館長の報酬の追加、なす風土記の丘湯津上資料館長の報酬の額の表記変更に伴い、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

○委員長（菊池久光君） 総務課長。

○総務課長（渡辺和栄君） それでは、新旧対照表で説明させていただきます。タブレットの295ページをごらんください。

自殺対策行動計画策定委員会委員につきましては、先ほどの議案第49号でご説明しましたとおり、新たに附属機関として委員会を設置することに伴い、委員報酬として弁護士、医師及び大学教授等の委員は日額1万5,000円、その他の委員は日額6,400円と定めます。

続きまして、教育・保育施設等設置及び運営法人選考委員会委員につきましては、同じく先ほどご説明しました議案第49号でご説明しましたとおり、当該附属機関の廃止に伴い削除します。

次に、歴史民俗資料館長につきましては、現在なす風土記の丘湯津上資料館館長が兼任しておりますが、今後上下侍塚古墳や国宝那須国造碑等の歴史資産を活用した地域振興の事業を行政、消防団体、地元住民の連携で進める予定となっております。こちらにつきましては、日本遺産の関係も入っております。その核となるなす風土記の丘湯津上資料館及び歴史民俗資料館の体制強化のため、専任の館長を配置するものです。報酬につきましては、月額20万円以内で市長が定める額と定めます。

次に、なす風土記の丘湯津上資料館長の報酬の額につきましては、現行の報酬額は月額18万円以内となっておりますが、同じ週5日勤務の館長、所長職であります他の市の施設の館長等と均衡を図るとともに、先ほどの歴史民俗資料館長でもご説明しましたとおり、当該施設の体制強化が必要となるため、月額20万円以内で市長が定める額と定めます。

293ページに戻っていただきまして、附則としまして、この条例は平成30年7月1日から施行する旨規定いたします。

説明は以上です。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

千保委員。

○委員（千保一夫君） この歴史民俗資料館とあと風土記の丘の湯津上資料館の両方で年間でのどのくらいの利用者がいるのですか。

○総務課長（渡辺和栄君） 済みません。資料を持ち合わせていませんので、申しわけないです。

○委員長（菊池久光君） 千保委員。

○委員（千保一夫君） これは同じ敷地のところへ奥と手前にあるのですね。今まで県がやっていて、今度は日本遺産、その関係で内容を充実したいということが一応理由になっているようですが、実際にはさほど利用が片方、どっちかそんなに利用はないようだと思いますけれども、整理もちゃんとなされていない。価値としてどうなのかという、余り関心を持たれていないせいか、趣味の人はおもしろいのかもしませんが、余り一般的ではないので、参観、見ている人は余り多くないようなそんな気がしています。何回か行ったのですが、余り人に会わなかったような気がしますので、ちょっと館長それぞれ置いて、果たしてそれだけの価値があるのかなと、そういう職員、これ両方とも今はOBがやっています。

○委員長（菊池久光君） 総務課長。

○総務課長（渡辺和栄君） 兼務で行っておりまして、学校の先生のOBが。

○委員（千保一夫君） ぜひ充実するというのであれば、それでわかりました。

○委員長（菊池久光君） 総合政策部長。

○総合政策部長（櫻岡賢治君） 今現在そうやって余り使われていないというか、余り人気がないといえますか、そういうことですので、そういったことも含めて、日本遺産にも認定されましたので、あと以前星議員ですか、要するに市史の編さんはどうなのだという話もありますので、そういったことも含めて充実させて取り組んで、来客者というのですか、そういったものの多くさせていきたいというふうに思いますので、ご理解いただきたい。

○委員長（菊池久光君） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（菊池久光君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第50号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号 大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案を可とすることに決しました。

◎議案第51号 大田原市税条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（菊池久光君） 次に、日程第4、議案第51号 大田原市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

財務部長。

○財務部長（後藤厚志君） 議案書296ページになります。議案書補助資料ですと298ページでございますが、議案第51号 大田原市税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の一部改正によりまして生産性向上特別措置法による固定資産税課税標準額に乗ずる割合を規定するため、実施するものでございます。

詳細につきましては税務課長からご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○委員長（菊池久光君） 税務課長。

○税務課長（高野浩行君） それでは、新旧対照表にて説明いたしますので、タブレットの299ページをごらんください。

附則第10条の2は、地方税法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合について規定していますが、地方税法附則第15条第47項で新設されました生産性向上特別措置法による新たな固定資産税特例率をゼロとします。地方税法附則の規定では、ゼロ以上2分の1以下の範囲内で市町村で定めることとなっており、本市ではゼロとするものです。既存の第14項を第15項として14項として追加します。

続きまして、本条例を改正するための附則について改正文でご説明しますので、297ページをごらんください。附則は施行期日を定めており、生産性向上特別措置法の施行の日から施行することとしております。この特別措置法は、平成30年5月23日付で公布されております。市において本改正をし、特別措置法による導入促進基本計画を策定し、中小企業事業者において市で認定した計画に沿って新たに導入する設備について償却資産に係る固定資産税を3年間ゼロとし、本市経済と雇用を支える中小企業事業者を支援します。

また、経済産業省のものづくり・サービス補助金、IT導入補助金等の申請において、加点等の優遇措置が受けられる場合があり、さらに導入企業を支援することとなります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

ございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（菊池久光君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

鈴木委員。

- 委員（鈴木 央君） これとってもいい制度だと思うのですがけれども、積極的にその周知を図るとか、そういうことはあり得るのですか。やり方として。
- 委員長（菊池久光君） 意見、よろしいですか。
- はい、どうぞ、鈴木委員。
- 委員（鈴木 央君） さっき聞けばよかったですけど近隣のまず、また戻っていいですか、話、1点だけ。まず、1つが意見ではなくて、隣接する市町村でも同じようなゼロとするというような対応をとっているところがあるというふうに理解してよろしいですか。
- 委員長（菊池久光君） 税務課長。
- 税務課長（高野浩行君） 県内市町村において全てゼロとするというアンケート結果になっております。今回それぞれの市町村において6月議会において審議されますので、まだ確定していない部分もあると思いますが、そういうアンケート結果でございます。
- 委員長（菊池久光君） 質疑はよろしいですか。
- 意見がある方はお願いします。
- 鈴木委員。
- 委員（鈴木 央君） 済みません。いい制度だと思いますので、積極的に周知を図るようなアクションをぜひ起こしていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。
- 委員長（菊池久光君） ほかに意見がないようでありますので、それでは採決いたします。
- 議案第51号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。
- （「異議なし」と言う人あり）
- 委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。
- よって、議案第51号 大田原市税条例の一部を改正する条例の制定については原案を可とすることに決しました。

◎陳情第1号 東海第二原発の稼働延長を認めない意見書の提出を求める陳情

- 委員長（菊池久光君） 次に、日程第5、陳情第1号 東海第二原発の稼働延長を認めない意見書の提出を求める陳情についてを議題といたします。
- 事務局の説明を求めます。
- 事務局（藤田昌子君） それでは、事務局よりご説明申し上げます。
- 今回、東海第二原発稼働延長を認めない意見書の提出につきましては、5月28日に宇都宮市の原発いらない栃木の会の大木氏より議会事務局のほうに提出があり、6月4日の議会運営委員会で上程を決定、6月11日の定例会本会議に陳情を上程いたしました。その後、6月8日、こちら陳情いらない栃木の会より訂正のファクスが来ましたが、原案の文のまま審議することといたしました。
- 東海第二原発の稼働延長を認めない意見の内容についてですが、趣旨としましては、東海第二原子力発電所において過酷事故が発生した場合、放出される放射能物質により栃木県内で大きな被害が発生するおそれがあり、東海第二原発の40年を超える運転を認めないことを要望する意見書を採択し、権限を有する

関係官庁に対しこの陳情を認める意見書を提出願いたいというものでございます。

訂正があったものは、この本文中に第二原発以外の沸騰水型を忘れて廃炉になることが決定していますという1行ありますが、これは全てではないので、これを訂正願いたいというファクスが届きましたが、ファクスであり、しかも議運のほうでもう上程が決まっていた後のファクスでしたので、こちらについては認められないということで原文のまま審査することといたしました。

以上です。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、これより審査を行います。

委員の皆さんのご意見をお願いいたします。

鈴木委員。

○委員（鈴木 央君） この文面から拝見しますと、栃木県内他の市町村にもほぼ全て送付されているというところでよろしいでしょうか。

○事務局（藤田昌子君） それでは、資料のほうをお渡しいたします。

（資料配付）

○委員長（菊池久光君） お願いします。

○事務局（藤田昌子君） 県内の14市の調査をしましたところ、陳情が出されているのは11市ございまして、既に委員会等付託されたところにつきまして、不採択という結果が出ているのが4市。佐野市、日光市、真岡市、那須塩原市においては不採択という委員会のほうの決定がなされております。

そのほか足利市においては、協議をした結果、議員周知にとどめる。また、鹿沼市においては、まだいろいろなところで先が見えていない、結果が出ていないので、これにつきましては継続審議とするということであります。

以上です。

○委員長（菊池久光君） 藤田委員。

○委員（藤田紀夫君） 県内の他市のことは参考にして この趣旨の内容はわかるのですが、やはり今まで県職員と上位団体、国あるいは県、そういうところに提出をしてきたのですが、地方自治体にこれを出すというのを今までになかったのではないかと。その辺がどうなのか。これを言うと、他の市のそのような意見があるのではないか、その辺はどうなのでしょうね。

○委員長（菊池久光君） では、事務局お願いします。

○事務局（藤田昌子君） 通常であれば上位ということで国等に対してですが、同じ他自治体に対しても出せないということはないですが、余り見受けられないものではあります。

○委員長（菊池久光君） ほかに特にございませんか。

藤田委員。

○委員（藤田紀夫君） 余りないことはないというご答弁ございますが、やはり地方自治体同士が他町村を介して申し入れるというのはどうかと思いますので、趣旨は十分わかりますけれども、私はちょっと不採択したほうがいいのかと思います。

○委員長（菊池久光君） ほかに特にございませんでしょうか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） ただいま藤田委員のほうからは採択というご意見がございましたが、ほかございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（菊池久光君） それでは、ほかに意見がないようでありますので、審査を終わります。

それでは、採決いたします。今回の陳情第1号 東海第二原発の稼働延長を認めない意見書の提出を求める陳情については、不採択すべきものとするにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号 東海第二原発の稼働延長を認めない意見書の提出を求める陳情につきましては不採択すべきものと決しました。

◎散 会

○委員長（菊池久光君） 以上で当委員会に付託されました案件については全てを終了いたしました。

これにて本日は散会いたします。

午前10時32分 散会